

特許庁委託  
ジェトロ知的財産権情報

# 模倣対策マニュアル

タイ編

2008年3月

JETRO

## 第4章 半導体集積回路の回路図保護法

### 4-1. 保護対象、根拠法

半導体集積回路に関する保護規定は、2000年に集積回路の回路図保護法（the Protection of layout-designs of integrated Circuits Act 2000）が施行（施行日：2000年8月10日）された。本法の目的は、「コンピュータチップ」や「セミコンダクターチップ」の工業発展を促進するために、それらの回路図の考案者らを保護したものである。

集積回路の定義：

集積回路とは、電子回路の機能を生じさせる素子から成る、電子的機能を果たす完成製品もしくは半完成製品をいい、その素子の一部もしくはすべてをつなぐ部分は、半導体材料上で層状に設置されているか、もしくはその半導体材料の一部としてその半導体上に設計されているものをいう。

回路配置とは、如何なる形態や方法であれ、集積回路の配列を示すことを目的とした原型、配置もしくは画像をいう。

### 4-2. 集積回路としての登録要件（第6条）

その回路配置が創作者によって独自に創作され、かつ集積回路業界の中でありふれていないもの。かつ、回路配置の素子やそれをつなぐ部分、集積回路が集積回路業界の中でありふれていないが、それらを再配置することにより、ありふれていない創造的な回路配置になり、結果として新しく形成された回路配置となること。

集積回路を登録できる者：（第7-12条）

- ① 回路図の創作者もしくは共同創作者
- ② 労働契約に基づく公務員もしくは被雇用人
- ③ 雇用契約に基づく被雇用人
- ④ 国家機関、国営企業、地方の政府組織、サービス契約の一環もしくは命令、もしくはその管轄下で回路配置を創作した法的機関
- ⑤ 譲受人もしくは承継人

### 4-3. 登録者の資格（第13条）

- a タイ国籍者
- b タイに本社のある法人
- c タイが加盟している集積回路の保護に関する国際間協定の加盟国
- d タイで、もしくはタイが加盟している集積回路の保護に関する国際的協定の加盟国で、実際に集積回路の創作もしくは製造に関するビジネスを行っている者

権利の譲渡：

半導体保護権は譲渡可能で、かつ相続が可能である。譲渡は文書にて行われ、譲渡人及び譲受人らの署名がなくてはならない。

もし創作者が複数の場合、その者らは共同で半導体保護権を有する。もし創作者らのうち一人が、保護のための申請を拒否した場合、残りの創作者らが代わりに申請することができる。その場合、出願人として加わらなかった共同創作者は、登録される前までの間に共同出願人として加わることができる。この手続きは、同意しない側によって上訴することも出来る。

### 4-4. タイ知的財産局への申請

申請は特許保護の場合と同じで、回路図は保護を受けるために登録されることが必要である。申請には、その回路図が業として利用されるのか、それとも業とせずに利用されるのか、によって申請の時期に違いがある。

「業として」利用する場合（第14条）：回路図が業としてタイ国内で利用される場合は、最初の利用日から2年以内に申請しなければならない。

「業とせずに」利用する場合（第14条）：回路図の創造完成日から15年以内。

申請に必要な事項及びその附属書類：

タイ知的財産局に集積回路の申請をするとき、外国語の書類はすべてタイ語に翻訳され、また附属書類を提出しなければならない。

- ① 指定の申請書フォームとその謄本1セット  
氏名、国籍、創作者氏名とその住所、保護申請にあたっての譲渡証。この場合は、集積回路の創作日であると同時に、この集積回路を業として利用したことを示す記述と共に、業として利用した最初の日を記載すること。
- ② 集積回路を特定するための図面または写真、もしくはその他のもので同様の効果を示す物。  
集積回路の電子的構造に関するデータも含む。
- ③ 保護を受けようとする集積回路の商品（もし業として利用する場合）
- ④ 集積回路が一体化されている集積回路の見本4個（もし業として利用する場合）
- ⑤ 公証手続き済みの委任状原本
- ⑥ 譲渡証（もし必要な場合）、譲渡人及び譲受人の署名が入っていること。署名日付は、委任状よりも前の日付であることが必要である。

集積回路の構成物質の要旨を変える事のない方式的変更は、登録日前まで提出できる。しかし、もし要旨の変更をする場合には、新たに申請しなければならない。

審査官による審査：（第16条）

審査官は申請受理後、第14条及び第15条に沿って審査し、局長宛に審査報告書を提出する。もし、その申請が第14条及び第15条に沿っていなかった場合、局長は登録の拒絶を命じ、出願人に対しその旨を遅滞なく通知しなければならない。（第18条）

出願人は、上記の拒絶通知を受領した日から90日以内に、上記局長の命令に対する異議申し立てを委員会に申し立てることができる。この申し立ては、省令に規定される原則及び手続きに従って行われなければならない。

委員会が決定をしたとき、その決定を不服とする出願人は、その通知を受領した日から90日以内に裁判所に上訴することができる。もし、上記の期日以内に出願人が上訴しなかった場合には、委員会の上記決定を最終とする。

#### 4-5. 保護の期間

集積回路権は登録及び証明書発行により保護される。集積回路権は、出願日から10年間、もしくは最初に業として利用した日のいずれか早い日を起算日とする。しかし、その保護期間は創作日から15年を超えないものとする。

年金：

年金は保護の2年目から支払うことが出来る。支払いは2年目の最初の日から60日以内とし、以後の年についても同様とする。また、年金は一括して支払うことも出来る。年金を一括前払いした場合、権利者がその権利を放棄、もしくは取り消した時には支払済みの年金の返金はない。また、（年金の利率は変動するが）年金で不十分な金額について後日追加料金は無い。

追加料金：

もし年金を支払い忘れた場合、権利者はその年金の30%を追加料金として払わなければならない。もし6ヶ月以内にその追加料金を支払わなかった場合、その集積回路権は無効とされる。

権利者の権利：（第 22 条）

権利者は、回路配置を用いて、半導体集積回路を製造する権利、及び回路配置を用いて製造した集積回路を譲渡、貸し渡し、譲渡もしくは貸し渡しのために展示し、または輸入する行為についての独占権を有する。

非侵害行為：（第 23 条）

- ・ 評価、分析、研究もしくは教育を目的とした複製
- ・ 回路配置の結合
- ・ 業を目的とせず、自らの関心により複製すること

登録の撤回：

回路配置法の要件に満たない回路配置の登録は撤回される。撤回は回路配置出願の公開日から 1 年以内に如何なる者によっても行うことが出来る。本法では、撤回の請求者は当事者又は利害関係者に限らない。権利者は、局長からの撤回命令を不服として、その命令受領日から 90 日以内に委員会に対して不服申し立てを行うことが出来る。請求者もしくは権利者は、委員会の決定に不服の場合には、その命令を受領した日から 90 日以内に裁判所に訴訟提起することが出来る。

集積回路の保護の消滅：

権利者の回路配置権は以下の場合に消滅する。

- ・ 権利者が回路配置証明書を返還し回路配置権を放棄する場合
- ・ 保護期間が満了するか、もしくは追加料金の支払いを怠った場合
- ・ 権利者が承継人なしに死亡する場合
- ・ 局長もしくは委員会が、命令若しくは決定をするか、もしくは裁判所が回路配置の登録撤回を最終的に判決したとき

#### 4-6. 侵害への救済策

集積回路法では、違反と考えられる以下の行為について罰則を設けている。

〔個人の場合〕

- ・ 保護されている回路配置を、権利者からの許可を得ずに複製すること、もしくは
- ・ 回路配置を業として輸入、販売もしくは頒布すること

→上記の場合には 2 万タイバツ以上 20 万タイバツ以下の罰金が科せられる。

- ・ 担当官に対して虚偽の記述をして出願するか、もしくは書類提出すること

→6 ヶ月を超えない禁錮刑、10 万タイバツ以下の罰金、もしくはその両方を科せられる。

〔法人の場合〕

- ・ 取締役、部長、もしくはその法人の代表は、その法人の違反が本人の知らないところ、もしくは本人の同意無しに行われた、ということを証明することが出来ない限り罰則を科せられる。しかし、罰則は罰金のみで禁錮刑は無い。

管轄裁判所：

IP・IT 裁判所は集積回路に関する論争を管轄する。IP・IT 裁判所は、権利者の権利を侵害している回路配置、集積回路もしくは商品を侵害者が所有していた場合、その商品すべてを没収することを命じなければならない。さらに、IP・IT 裁判所は、将来の頒布を防止するため、それらの回路配置、集積回路もしくはその他の青果物の破壊を命じることが出来る。

#### 4-7. 政府料金表

政府料金表	タイバーツ (Thai Baht)
回路配置の登録申請	1,000 Baht
回路配置の出願公開	500 Baht
回路配置の登録証明書発行	1,000 Baht
登録されている回路配置の撤回申請	500 Baht
局長の命令に対する不服申し立て	1,000 Baht
年金	
2年目	2,000 Baht
3年目	4,000 Baht
4年目	6,000 Baht
5年目	20,000 Baht
6年目	30,000 Baht
7年目	40,000 Baht
8年目	50,000 Baht
9年目	60,000 Baht
10年目	70,000 Baht
年金一括払い	280,000 Baht
回路配置権のライセンス契約の登録申請	500 Baht
回路配置権の譲渡手続き	500 Baht
回路配置権のライセンス申請	500 Baht
回路配置権のライセンスの申請	1,000 Baht
回路配置権のライセンス許可書	100 Baht
回路配置権の登録証明書謄本	100 Baht
回路配置権のライセンス許可書謄本	100 Baht
書類のコピー (1ページあたり)	10 Baht
コピー書類の証明で10ページを超える場合、1ページあたり	100 Baht
コピー書類の証明で10ページ以下の場合、1ページあたり	10Baht
その他の申請 (1セットあたり)	100 Baht

統計資料：無し